



宮 崎 県 公 報

令和3年6月7日(月曜日) 第 211 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

規 則

○宮崎県特定非営利活動促進法施行条例施行規則
の一部を改正する規則…………… (経・備・数課) 1

告 示

○口頭により開示請求をすることができる保有個
人情報…………… (総務課) 3

頁

○指定障害福祉サービス事業者の指定…………… (障がい福祉課) 4
○急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 4
○建築基準法に基づく道路の位置の指定…………… (建築住宅課) 5

公 告

○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市
町村の意見…………… (商工政策課) 5
○土地改良区の役員の就退任の届出…………… (農村整備課) 5
○県営土地改良事業計画の策定…………… (") 6
○入札公告…………… 6

規 則

宮崎県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第37号

宮崎県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成10年宮崎県規則第69号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(縦覧期間中の補正) 第4条 法第10条第3項(法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。)の規定による補正は、補正後の申請書又は書類を添付した補正書(別記様式第1号の2)を知事に提出してするものとする。 2 [略]	(縦覧期間中の補正) 第4条 法第10条第4項(法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。)の規定による補正は、補正後の申請書又は書類を添付した補正書(別記様式第1号の2)を知事に提出してするものとする。 2 [略]

別記様式第1号中「@」を削る。

別記様式第1号の2中「@」を削り、「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

別記様式第2号から別記様式第5号の3まで、別記様式第6号から別記様式第11号まで及び別記様式第13号から別記様式第16号までの規定中「@」を削る。

別記様式第17号を次のように改める。

様式第17号 (第23条及び第26条関係)

役員報酬規程等提出書

年 月 日 宮崎県知事 殿	主たる事務所の所在地	〒	電話 () — FAX () —
	(フリガナ)		
	名 称		
	(フリガナ)		
	代表者の氏名		
	認定 (特例認定) の有効期間	事業年度	
	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	
特定非営利活動促進法第55条第1項 (第62条において準用する第55条第1項) の規定により提出します。			
(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	チェック欄		④ 役員等に対する報酬又は給与の状況 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給 (口を除く。) ロ 給与を得た職員の総数及び総額
	提出しない場合		
	最後に役員報酬規程を提出した事業年度 (年度)		⑤ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑥ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日
	最後に職員給与規程を提出した事業年度 (年度)		
(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類 (特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類のうち、資産の譲渡等に関する事項を記載した書類を除く。)		(3) 特定非営利活動促進法第45条第1項第3号 (口に係る部分を除く。)、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨及び同法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類	
① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項		認定基準等チェック表 (第3表) ※「ロ」の欄の記載は必要ありません。	
② 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等との取引		「役員 の 状況」第3表付表1 監査証明書又は「帳簿組織の状況」第3表付表2	
③ 寄附者 (当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員 の 配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員 と 特殊の 関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。) の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日		認定基準等チェック表 (第4表) (初葉) 認定基準等チェック表 (第5表) 認定基準等チェック表 (第7表) 欠格事由チェック表	

別記様式第18号、別記様式第20号及び別記様式第21号中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年6月9日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 438号

宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）第26条第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報等を次のとおり定めた。

なお、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報（令和元年宮崎県告示第 578号）は、廃止する。

令和3年6月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の内容		口頭により開示請求を することができる期間	口頭により開示請求を することができる場所
試験等の名称	開示する内容		
県職員選考採用試験	試験種目別得点及び総合順位	合格発表の日から起算して6月間	総務部人事課
准看護師試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日から起算して1月間	福祉保健部医療薬務課
毒物劇物取扱者試験	同 上	同 上	同 上
登録販売者試験	同 上	同 上	同 上
調理師試験	同 上	同 上	福祉保健部衛生管理課
ふぐ処理師試験	同 上	同 上	同 上
製菓衛生師試験	同 上	同 上	同 上
クリーニング師試験	同 上	同 上	同 上
狩猟免許試験	知識試験の得点	試験当日午後	各試験会場
		最終合格発表の日から起算して1月間	環境森林部自然環境課、西臼杵支庁林務課及び各農林振興局林務課
	技能試験の減点	同 上	同 上
林業架線作業主任者免許講習修了試験	科目別得点	合格発表の日から起算して1月間	宮崎県林業技術センター
砂利採取業務主任者試験	科目別得点及び総合得点	同 上	商工観光労働部企業振興課

採石業務管理者試験	同 上	同 上	同 上
技能検定試験	科目別得点	同 上	商工観光労働部雇用労働政策課
職業訓練指導員試験	同 上	同 上	同 上
県立産業技術専門学校訓練生選考試験	学科試験の科目別得点	同 上	受験した県立産業技術専門学校又は県立産業技術専門学校高鍋校
宮崎県農業管理指導士認定試験	科目別得点及び総合得点	可否通知を発送した日から起算して1月間	農政水産部農業普及技術課
県立農業大学校入学試験	総合得点	合格発表の日から起算して1月間	県立農業大学校
家畜人工授精に関する講習会選考試験	総合得点及び順位	同 上	農政水産部畜産新生推進局家畜防疫対策課
家畜人工授精に関する講習会修業試験	科目別得点及び総合得点	同 上	同 上
家畜体内受精卵移植に関する講習会選考試験	総合得点及び順位	同 上	同 上
家畜体内受精卵移植に関する講習会修業試験	科目別得点及び総合得点	同 上	同 上
県立高等水産研修所入所試験	筆記試験の得点及び総合順位	同 上	県立高等水産研修所
宮崎県産業開発青年隊入隊試験	一般選考試験又は推薦選考試験における総合評価点及び順位	同 上	宮崎県建設技術センター
会計年度任用職員選考採用試験	総合得点及び総合順位	選考結果を通知した日から起算して1月間	選考採用試験を実施した各所属

宮崎県告示第 439号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和3年6月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	所在地		
4520400385	自助ホームていーだ	日南市大字屋倉5979番地	株式会社きりしま福祉会	都城市久保原町2879番地4	令和3年6月1日	共同生活援助

宮崎県告示第 440号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区

域に指定する。

令和3年6月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 岩崎一地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱15号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱15号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標柱の存する土地
1	日向市大字富高字岩崎 548番3
2	” ” ” 548番24
3	” ” 字釜蓋 733番2
4	” ” 字川添 751番1
5	” ” ” 751番1
6	” ” ” 760番4
7	” ” 字釜蓋 748番5地先道路敷
8	” ” ” 748番5地先道路敷
9	” ” ” 747番2
10	” ” ” 742番2
11	” ” ” 742番1
12	” ” ” 735番1
13	” ” ” 731番4
14	” ” ” 713番4
15	” ” ” 713番7

宮崎県告示第441号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和3年6月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	申請者氏名	位置	道路の概要(メートル)		指定年月日
			幅員	延長	
(高鍋)2021-1	株式会社山下建設代表取締役 山下征俊	児湯郡川南町大字川南字新橋 19571番9、19571番1の一部、19571番2の一部	6.00	54.60	令和3年5月25日

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和3年6月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ドラッグコスモス平和台店
宮崎市下北方町井手下南20-1他
- 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第5条第1項の規定による届出
大規模小売店舗の新設
令和3年1月15日
- 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和3年6月7日から令和3年7月7日まで

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、南郷町土地改良区(日南市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和3年6月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	松下 剛	日南市南郷町津屋野1821番地
理事	上村 知己	日南市南郷町谷之口3134番地1
理事	河野 繁一	日南市南郷町中村甲2338番地
理事	河野 保重	日南市南郷町中村乙2939番地
理事	安藤 守	日南市南郷町中村乙3708番地イ
理事	長友 藤吾	日南市南郷町脇本2245番地
理事	大平 宏	日南市南郷町潟上1057番地7
理事	岩倉 裕一	日南市南郷町潟上 967番地
監事	木下 富士保	日南市南郷町谷之口 742番地
監事	浅田 増実	日南市南郷町潟上 903番地
監事	金丸 満弘	日南市大字萩之嶺 544番地

(任期:令和7年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	高橋 孝	日南市南郷町津屋野 529番地
理事	上村 知己	日南市南郷町谷之口3134番地1
理事	河野 繁一	日南市南郷町中村甲2338番地
理事	河野 保重	日南市南郷町中村乙2939番地

理 事	中 川 保 夫	日南市南郷町脇本4234番地 3
理 事	長 友 藤 吾	日南市南郷町脇本2245番地
理 事	大 平 宏	日南市南郷町潟上1057番地 7
理 事	吉 倉 幸 博	日南市南郷町潟上 10135番地 2
監 事	木 下 富士保	日南市南郷町谷之口 742番地
監 事	安 藤 守	日南市南郷町中村乙3708番地イ
監 事	柿 本 久 雄	日南市南郷町潟上 10294番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により、椋瀬地区県営土地改良事業（高鍋町、木城町、経営体育成基盤整備事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 3 年 6 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 縦覧に供する書類

策定に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和 3 年 6 月 7 日から令和 3 年 7 月 5 日まで

3 縦覧場所

高鍋町役場農業政策課内
木城町役場産業振興課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

入札公告

宮崎県警察本部通信指令システムの賃貸借及び保守に係る総合評価一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 3 年 6 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 宮崎県警察本部通信指令システムの賃貸借及び保守
- (2) 内容 仕様書による。
- (3) 賃貸借及び保守期間 令和 4 年 3 月 1 日から令和11年 2 月 28 日まで
- (4) 納入場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 (1)の件名について、総合評価一般競争入札を行うので、総合評価のための実施設計技術評価資料及び入札書を指定した期日に提出すること。必要書類及び部数については、入札説明書による。入札金額は宮崎県警察本部通信指令システム（以下「システム」という。）の賃貸借及び保守（以下「賃貸

借等」という。）に係る一切の諸経費を含めた額とし、システムの一月当たりの賃貸借等料に契約期間月数を乗じて得た金額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和 3 年宮崎県告示第 116号に規定する資格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 手形交換所における取引停止処分又は主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- (5) 民事執行法（昭和54年法律第 4号）に基づく差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受け支払が不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (6) 経営者等（法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。）である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配若しくは利用していると認められる者でないこと。
- (7) 法人税、消費税、県税及び社会保険料（健康保険（政府が保険者であるものに限る。）、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険に係る保険料をいう。）を滞納していないこと。
- (8) 過去 3 年以内に、国又は地方公共団体の発注する本業務と同種、かつ、同規模以上の業務を受託した実績を有すること。
- (9) 物品の設置場所において、当該物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンス体制が確立されていること。
- (10) 納入する物品を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

3 入札参加資格等の審査

入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書に入札説明書に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 提出場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号 郵便番号 880-8509 電話番号0985 (31) 0110
- (2) 提出期間 令和3年6月7日(月)から令和3年7月12日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)
- (3) 提出方法 持参又は郵送(郵便にあっては、書留郵便に限る。)により提出すること。
- (4) 審査結果の通知 競争入札参加資格の審査結果は、令和3年7月15日(木)までに通知する。
- (5) その他 競争入札参加資格を受けるために書類を提出した者は、提出した書類の説明を求められたときは、これに応じなければならない。また、提出した書類は返却しない。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- (2) 日時 令和3年6月7日(月)から令和3年7月19日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)

5 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- (2) 日時 令和3年6月7日(月)から令和3年7月12日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)

6 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県警察本部1階 102会議室 宮崎市旭1丁目8番28号
- (2) 日時 令和3年6月18日(金)午後1時30分

7 入札及び開札、実施設計技術評価資料の提出の実施場所、日時

- (1) 場所 宮崎県警察本部1階 102会議室
- (2) 日時 令和3年7月20日(火)午前10時30分

8 プレゼンテーションの実施場所、日時

- (1) 場所 宮崎県警察本部1階 102会議室
- (2) 日時 令和3年7月20日(火)午後1時00分

9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、システムの賃貸借等料の予定価格の範囲内の価格をもって入札した者であって、入札説明書で定める総合評価の方法をもって価格その他の条件が宮崎県にとって最も有利な者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、入札説明書で定める総合評価の方法をもって価格その他の条件が宮崎県にとって次に有利な申込みをした者を落札者とする。
- (2) 提出された実施設計技術評価資料は、総合評価落札者決定基準に示す各項目の点数の上限の範囲内で、評価基準に基づいて採点する。
- (3) 入札価格については、賃貸借等の合計金額を次の式により換

算し、入札価格に対する点数(以下「価格点」という。)を与えるものとする。

$$\text{価格点} = (1 - \text{入札価格} \times 1.10 / \text{予定価格}) \times 250$$

- (4) 技術点、提案点及び価格点の合計を評価点とし、評価点が高い者を落札予定者とする。

その他詳細については、別紙総合評価落札者決定基準のとおりとする。

- (5) 評価点が高点の場合は、価格点の高い者を落札予定者とする。また、評価点が高点で、かつ、価格点も高点の場合はくじ引きとする。

- (6) 落札者については、入札日以降に実施する総合評価一般競争入札審査委員会において、学識経験者の意見聴取を行った上で決定するものとする。

12 契約に関する事務を担当する部署

宮崎県警察本部警務部会計課用度係

13 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手續の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Lease Contract Miyazaki Prefecture Police System of Communication Command, 1 set includes maintenance
- (2) Time limit for tender: 5:00 p.m. 12 July, 2021
- (3) Contact point for the notice: Accounting Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL: 0985-31-0110

別紙

宮崎県警察本部通信指令システム高度化事業における総合評価落札者決定基準

○ 評価点 (1000点) = 価格点 (250点) + 技術点 (500点) + 提案点 (250点)

各得点	評価内容	配点	合計点	得点の算出方法
価格点	入札価格	250	250	$(1 - \text{入札価格} \times 1.1 / \text{予定価格}) \times 250$
技術点	ソフトウェア機能	1049	4240	技術点の合計 $\times (500 / 4240)$
	帳票	39		
	業務データ設計	300		
	地図データ設計	288		
	地図データ等導入装置	91		
	ハードウェア	1005		
	映像音声入出力	87		
	車載カメラ映像	100		
	連携システム接続仕様	98		
	パッケージソフトウェア	99		
	パッケージソフトウェア導入装置	99		
	システムセキュリティ設計	300		
	システム保守仕様	300		
	消耗品	45		
	地図データ等更新設計	96		
	その他データの更新設計	3		
	システム移行・切替要件	93		
	データ移行計画	98		
システム教育仕様	50			
提案点	110番情報管理システムについて宮崎県警察本部通信指令システム実施設計書に示す機能で具体的に優れた提案がある。	10	200	提案点の合計 $\times (250 / 200)$
	地図情報管理システムについて宮崎県警察本部通信指令システム実施設計書に示す機能で具体的に優れた提案がある。	10		
	緊急配備指揮システムについて宮崎県警察本部通信指令システム実施設計書に示す機能で具体的に優れた提案がある。	10		
	動態管理システムについて宮崎県警察本部通信指令システム実施設計書に示す機能で具体的に優れた提案がある。	10		
	警察署端末システムについて宮崎県警察本部通信指令システム実施設計書に示す機能で具体的に優れた提案がある。	10		
	大型表示システムについて宮崎県警察本部通信指令システム実施設計書に示す機能で具体的に優れた提案がある。	10		
	映像配信システムについて宮崎県警察本部通信指令システム実施設計書に示す機能で具体的に優れた提案がある。	10		
	長時間録音システムについて宮崎県警察本部通信指令システム実施設計書に示す機能で具体的に優れた提案がある。	10		
	緊急配備指揮支援システムについて宮崎県警察本部通信指令システム実施設計書に示す機能で具体的に優れた提案がある。	10		
	システム共通機能について宮崎県警察本部通信指令システム実施設計書に示す機能で具体的に優れた提案がある。	10		
	災害時の運用、機能について具体的に優れた提案がある。	20		
	通信指令業務全般の運用支援 (サーバ・端末レイアウトや通信指令業務への支援) について具体的に優れた提案がある。	20		
	システム構築におけるマネジメント実績、体制、手法について有効な提案がある。	20		
システム保守について有効な提案がある。	20			
システム移行設計について有効な提案がある。	20			